

## 単回使用の医療機器等売払い 仕様書

- 1 名称  
単回使用の医療機器等売払い一式
- 2 適用  
本仕様書は、公立陶生病院（以下「発注者」という。）において発生する使用済単回使用医療機器の売払いに適用する。
- 3 契約期間  
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 収集場所  
愛知県瀬戸市西追分町160番地内  
発注者が指定する場所
- 5 売払い内容
  - (1) 対象物品  
アブレーションカテーテルに用いられている次の機器  
ア ジョンソン・エンド・ジョンソン社製  
    (ア) ACUNAV（アキュナビ）【画像診断用カテーテル】  
    (イ) SOUNDSTAR（サウンドスター）【画像診断用カテーテル】  
イ アボットジャパン社製  
    (ア) Advisor HD（アドヴァイザー エイチディ）【マッピング用カテーテル】  
    (イ) ViewFlex（ビューフレックス）【画像診断用カテーテル】
  - (2) 契約期間中の予定数量  
【内訳】  
ア アキュナビ 10本  
イ サウンドスター 25本  
ウ アドヴァイザー 25本  
エ ビューフレックス 54本  
※ 予定数量は契約期間中の概算であり、実際の数量を保証するものではない。
- 6 契約単価  
1本あたりの単価とする。
- 7 収集
  - (1) 受注者は、対象物品の収集容器（以下「収集容器」という。）を提供し、発注者が指定する場所に収集容器を設置する。
  - (2) 発注者は使用した対象物品のみ収集容器に投入し、受注者による引取まで収集容器内で保管する。
  - (3) 受注者は、定期的（概ね1か月ごと）に対象物品を収集容器ごと発注者が指定する場所で引き取り（以下「収集」という。）運搬する。当該収集をもって対象物品の引き渡しとし、収集容器内の対象物品の所有権は、受注者に移転し、発注者は当該収集品に関する一切の権利を放棄する。
  - (4) 収集に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- 8 売却代金の支払いについて
  - (1) 受注者は、前項第3号に基づき収集した対象物品を、再製造品の製造元が指定する場所に発送すること。受注者は再製造品の製造元による検査により、再製造品に適していると判断された対象物品の種類・個数が判明した都度、発注者に対して書面又は電子的手段等で通知すること。
  - (2) 受注者は、前号により再製造に適していると判断された対象物品について売却代金

を支払うこと。

- (3) 前項第3号の収集前に生じた対象物品の滅失、毀損、変質その他の損害及び、第1号の当該検査の結果、再製造に適していると判断されなかった対象物品については、受注者の責任と費用の下で、対象物品処分地の現地法に基づく適切な方法で廃棄処分を行い、発注者への返品は行わないこと。

## 9 その他

- (1) 受注者は、定期的に訪問する等して、選別及び保管の適切性について確認すること。また、発注者に選別及び保管に関する講習・トレーニングを実施すること。
- (2) 本仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定することとするが、本仕様書に明記のない場合においても、技術的並びにその性質上当然必要なものについては誠意を持って行うこと。